

○ 電子契約に係るQ&A(事業者け)

No.	項目	質問	回答
Q1	電子契約対象範囲	利用できる電子契約サービス名は何ですか。	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社の「GMOサイン」です。
Q2	電子契約対象範囲	電子契約は法的に問題ないのでしょうか。	今回利用する電子契約サービスは、グレーゾーン解消制度にもとづく申請を行い、デジタル庁・法務省・財務省から「電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、記名押印に代わるものとして利用可能」とされています。
Q3	電子契約対象範囲	電子契約の対象範囲について教えて下さい。	以下の契約を除き、原則すべての契約が対象となります。 ・契約相手方が電子契約を希望しない場合 ・法令等により書面での契約が定められている契約 ・契約期間が10年を超える契約 ・期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられている契約 ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
Q4	電子契約対象範囲	電子契約は県の機関のどの範囲まで実施対象となるのですか。	知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、各委員会が対象ですが、警察本部は利用環境が整い次第運用を開始する予定です。 なお、公立大学法人、公社等は対象外となります。
Q5	電子契約対象範囲	発注機関が電子契約を行うかどうかは、どのように確認すればよいですか。	電子契約の対象とする契約案件は入札説明書や指名通知、又は随意契約における見積依頼を行う際に、その契約が電子契約によることができる契約であることを明示いたしますが、不明な場合は発注機関に御確認下さい。
Q6	事前準備	電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか。	不要です。 インターネット環境及びメールアドレスがあれば利用出来ます。
Q7	事前準備	電子契約サービスを利用するにあたり、電子契約サービスに加入する必要や利用料のような費用負担はありますか。	本県との契約を電子契約で締結する場合、事業者側で電子契約サービスに加入する必要はありません。また利用料等の費用の負担もありません。
Q8	事前準備	電子契約サービスを利用するにあたり、アカウント登録は必要ですか。	不要です。
Q9	電子契約対象範囲	電子契約の対象となる契約案件について、事業者側の理由で紙契約にしてもらうことは可能ですか。	契約当事者双方が署名前であれば可能です。発注機関の契約事務担当者に紙契約を希望する旨をお伝えください。
Q10	電子契約対象範囲	契約方法について、県が電子契約に限定することはありますか。	限定しません。 ただし、電子契約の対象外の契約については、従来どおり紙での契約となります。
Q11	電子契約利用の意向確認	電子契約を選択後（電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書提出後）に、紙での契約に変更することは可能ですか。	変更可能です。発注機関に御相談ください。

Q12	電子契約利用の意向確認	「電子契約申出書兼メールアドレス確認書」は紙で提出するのですか。また、様式はどこで入手出来ますか。	発注機関の契約事務担当課へ電子メールで提出して下さい。（※詳しくは発注機関に御確認下さい） 様式については、福島県電子契約のHPからダウンロード下さい。 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html
Q13	電子契約利用の意向確認	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、どのタイミングで提出すればよいのですか。	入札等により契約の相手方が決定した段階で、発注機関の契約事務担当者から電子契約の利用について意向確認を行いますので、その後速やかに提出願います。
Q14	電子契約利用の意向確認	電子契約の利用について、事前に申し込んでおくことは出来ますか。	出来ません。 契約案件毎に申出書を提出して下さい。
Q15	電子契約利用の意向確認	「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」の契約締結権限者のメールアドレスは必ず代表取締役社長のメールアドレスでないといけない等のルールはありますか。	契約締結権限者のメールアドレスは、必ずしも代表者のメールアドレスでなくても問題ありません。県と電子契約を締結する際の最終的な署名者が利用できるメールアドレスとして下さい。
Q16	電子契約利用の意向確認	電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書は定期的に提出が必要ですか。もしくは、担当者や代表者が変わる際に都度提出することになりますか。	電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書は契約の都度、御提出をお願いします。
Q17	電子契約利用の意向確認	複数人数の署名は可能ですか。 担当者→部署責任者→契約責任者 のような流れに出来ますか。	出来ません。 電子署名の依頼は、電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書に記載いただいた、契約権限をお持ちの方おひとりにお送りします。 社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書で御対応下さい。
Q18	電子契約利用の意向確認	メールアドレスは社内の共有アドレスでもよいか。	設定いただくメールアドレスは共有のアドレスでも構いませんが、権限のない方が契約締結権限者として署名を行うことのないように御留意下さい。
Q19	電子契約利用の意向確認	電子入札で利用しているメールアドレスと一致させる必要はありますか。	一致させる必要はありません。
Q20	電子契約利用の意向確認	電子契約に使用するメールアドレスは、フリーメールアドレスを使用できますか。	Gmail やヤフーメールなどのフリーメールアドレスは使用不可となります。プロバイダーメールを取得するようにして下さい。プロバイダーメールが取得できない場合、電子契約を利用することはできませんので御注意下さい。
Q21	電子契約利用の意向確認	担当者と署名権限者が同じ場合は、電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書には、それぞれ記載するのですか。	担当者と署名権限者が同じ場合は担当者の記載は省略しても差し支えありません。

Q22	電子契約利用 の意向確認	事務担当者や契約締結権限者が変更になった場合、どうすればよいか。	【「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」提出後、契約締結前までに変更になった場合】 県の契約事務担当者に連絡し、変更後の「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」を提出して下さい。電子契約の手続をやり直します。 【契約締結後に変更になった場合】 提出していただいた「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」の変更は不要です。
Q23	電子契約利用 の意向確認	電子契約で使用するメールアドレスは、契約ごとに変更可能ですか。	メールアドレスは契約ごとに登録するため、契約ごとに変更が可能です。
Q24	電子契約利用 の意向確認	「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」は1度提出すれば、以後の契約にも適用されますか。	「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」は、契約案件毎に提出して下さい。 ただし、契約内容の修正や変更契約を行う場合で、当初契約時に提出した「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」の記載内容に変更がない場合は、提出が不要となる場合がありますので、発注機関に連絡して下さい。
Q25	電子契約サー ビスの操作・ 機能	署名依頼のメールを誤って削除してしまった場合、再度送信してもらうことは可能ですか。	可能です。 発注機関にお問い合わせ下さい。
Q26	電子契約サー ビスの操作・ 機能	署名依頼のメールが届いてから署名するまでの期限はありますか。	できるだけ速やかに署名願います。
Q27	電子契約サー ビスの操作・ 機能	アクセスコードとはなんですか。	署名依頼のメールを受信した際に、GMOサインへログインするための4桁のコードです。「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」の所定の記入欄に任意の4桁の数字を記入し提出して下さい。
Q28	電子契約サー ビスの操作・ 機能	署名依頼メールはどのメールアドレスから届きますか。	署名依頼メールの送信元アドレスは、電子印鑑GMOサイン「noreply@gmosign.com」となります。
Q29	電子契約サー ビスの操作・ 機能	契約金額等にかかわらず、電子契約の場合は収入印紙が不要となるのですか。	不要です。
Q30	電子契約サー ビスの操作・ 機能	契約書の件名や金額は受注者側で入力するのですか。	契約件名や金額等は発注側で入力したものを電子契約サービスにアップロードします。受注者様側で契約書の内容を修正・改変することはできません。
Q31	電子契約サー ビスの操作・ 機能	契約書以外の書類（仕様書、個人情報取扱特記事項等）について、電子契約での取扱いはどうなるか。	紙契約で契約書と一体となる書類（袋綴じの様式）については、契約書一式として電子契約サービスにアップロードします。契約書一式は県側でアップロードし、事業者様側から書類を追加することはできません。契約後に提出する書類は従来通りの取扱いとなります。

Q32	電子契約サービスの操作・機能	着手届、監理技術者届、工程表等についても電子契約サービスで提出するのでしょうか。	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などは添付できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなります。その他書類は従来どおりの取扱いとなります。
Q33	電子契約サービスの操作・機能	署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいのか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。却下理由を入力していただくことで、その内容が県の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続を行います。
Q34	電子契約サービスの操作・機能	受注者側で契約締結権限者や事務担当者のメールアドレスを変更することができるか。	受注者側で変更することはできません。「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に記載したアドレスを変更する場合には、速やかに発注部署へ御連絡のうえ変更後の申出書を提出願います。
Q35	電子契約サービスの操作・機能	落札後、受注者側でも契約約款の精査が必要になると思われるが、契約の日付は事前に決められた日付になるのか。	電子契約の場合、発注者と受注者の双方の署名が完了した段階で、契約日が確定します。契約予定日までに署名（承認）を行えるよう、発注部署と調整いただくこととなります。
Q36	電子契約サービスの操作・機能	変更契約（金額・工期等）でも電子契約は可能か。	変更契約についても、当初契約の同様のフローにて、電子契約が利用可能です。なお、電子契約を利用するかどうかについては、改めて発注者から意向確認を行わせていただきます。
Q37	電子契約サービスの操作・機能	契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。	契約文書のダウンロード方法と期限は以下のとおりです。 ・ 契約締結から14日以内 → 契約締結時に送付されたメールからダウンロードできます。 ・ 14日経過後から30日以内 → GMOサインのアカウントから文書をダウンロードできます。アカウントをお持ちでない方も、この期間中に作成いただければダウンロードが可能です。 ・ 契約締結から30日以降 → PDF文書の容量が6MB未満であれば、メールに直接添付されたファイルからダウンロードできます。
Q38	電子契約サービスの操作・機能	スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしていれば可能です。

Q39	電子契約サービスの操作・機能	電子契約サービスを利用するにたり、パソコン等の推奨環境について教えてください。	・ Windows Windows 11以上 ＜ブラウザ＞ Google Chrome 最新版 Firefox 最新版 Microsoft Edge 最新版（Chromium版） ・ Android Android 13.0以上 ＜ブラウザ＞ Google Chrome 最新版 ※Galaxyブラウザ、らくらくスマートフォンなどの簡単操作のスマートフォンは対応外 ・ Macintosh Mac OS 13.0以上 ＜ブラウザ＞ Safari 最新版 Google Chrome 最新版 ・ iOS iOS 17.0 以上（iPhone XS 以上） iPad OS 17.0 以上 ＜ブラウザ＞ Safari 最新版 Google Chrome 最新版
Q40	電子契約サービスの操作・機能	原本のPDFファイルを複製した場合、契約書としての効力がありますか。	原本と同一の電子署名とタイムスタンプを有している場合は、原本と同等の効力を有するものとして扱われます。
Q41	電子契約サービスの操作・機能	電子契約書のPDFファイルを加工編集することは可能ですか。	ファイル名の変更のみ可能です。 それ以外の編集を行うと、電子署名が無効となります。
Q42	電子契約サービスの操作・機能	契約締結前に、契約書の記載内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか。	発注機関に連絡して下さい。 電子署名前の契約書は破棄し、修正後の契約書で新たに契約締結事務を行います。
Q43	電子契約サービスの操作・機能	契約締結後に、契約書の記載内容に誤りを見つけた場合、どうすればよいですか。	発注機関に連絡して下さい。 契約当事者双方の合意に基づき、訂正の内容を記載した覚書の締結を行います。
Q44	電子契約サービスの操作・機能	電子契約サービスの利用可能時間に制限はありますか。	計画停止（定期保守時）を除き、24時間・365日利用可能となります。

Q45	その他 運用等	電子契約サービスについての問い合わせ先はどこですか。	電子契約サービスの機能、操作、不具合等に関することは、GMOサインヘルプセンターへお問い合わせ願います。 運用に関することは、入札監理課へお問い合わせ願います。 なお、よくある質問（Q&A）については、入札監理課ホームページ、電子契約サービスのページに掲載しておりますのでご確認願います。 U R L : https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html
Q46	その他 運用等	電子契約サービス導入前に紙で契約締結した契約を、変更契約のタイミングで電子契約に変更することは可能ですか。	可能です。 発注機関にお問い合わせ下さい。
Q47	その他 運用等	電子契約サービスで締結した契約について、変更契約のタイミングで紙での契約に変更することは可能ですか。	可能です。 発注機関にお問い合わせ下さい。
Q48	その他 運用等	電子契約を希望する場合、契約保証についても電子保証としなければなりませんか。	電子保証でなくても電子契約を利用できます。
Q49	その他 運用等	契約保証関係の書類の提出はどのようにになりますか。	提出方法等については、従前のとおりとなります。なお、不明な点がある場合は、発注者にお問い合わせ下さい。
Q50	その他 運用等	自社で利用している電子契約サービスを利用することは出来ますか。	利用出来ません。